

Equity: インデックス事業部

インデックス構成ルールブック

リサーチアナリスト

インデックス・プロダクツ

インデックス事業部 - NFRC

idx_mgr@nfr.co.jp

野村日本株高配当SMART50とは

野村日本高配当SMART50は、国内上場株式の中から、時価総額や流動性を勘案の上
予想配当利回りが高い50銘柄で構成される非時価総額加重型株価指数である。

- ① 自社株買い(Share Buyback)
- ② 過去リターン(Momentum)
- ③ 売買代金(Trading Activity)
- ④ 配当(Dividend Rate)

という4つの指標に応じた傾斜(Tilted)ウェイトで投資することにより、より安定的な配当
利回りと効率的なリターン獲得を目指す。

指数の特徴

- 予想配当利回りが高い日本株50銘柄に投資する非時価総額加重型の指数
- 浮動株調整時価総額や日次平均売買代金が小さい銘柄を組入対象から除外すること
で投資可能性に配慮
- 組入ウェイトは、自社株買い、過去リターン、売買代金、予想配当利回りの各スコアを
掛け合わせた「総合スコア」によって決められる(組入ウェイトの上限は10%)
- 構成銘柄は原則として年4回見直される

目次

1. 定期入替	3
1.1 定期入替日	3
1.2 定期入替基準日	3
1.3 定期入替の公表	3
2. 銘柄選定	4
2.1 用語の定義	4
2.2 銘柄選定母集団	4
2.3 定期入替における銘柄選定	6
2.4 期中での銘柄補充	6
3. 指数構成銘柄の保有方法	7
3.1 総合スコアの計算	7
3.2 組入ウエイトの計算	8
3.3 指数構成銘柄の組入株数と組入比率	8
4. 指数の臨時入替	9
4.1 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い	9
4.2 銘柄の除外	9
5. 指数の計算	10
5.1 指数の基準日と基準値、公表開始日	10
5.2 指数時価総額の計算	10
5.3 指数値の計算	10
5.4 資本異動時の修正	11
データサービス	13
改定履歴	14
指数に関するお問い合わせ	15
ディスクレイマー	16
指数に関する方針書	17

1. 定期入替

1.1 定期入替日

定期入替日は年4回、2月、5月、8月、11月の第1営業日とし、定期入替日の前営業日の引け後に実施する。

1.2 定期入替基準日

定期入替基準日は、定期入替日の前々月末営業日(3月、6月、9月、12月の月末営業日)とする。定期入替基準日時点におけるデータを用いて計算した結果をもとに、定期入替後の構成銘柄と指数組入株数が決定される。

1.3 定期入替の公表

定期入替の公表は、原則として野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(NFRC)ウェブサイト上で定期入替日の10営業日前の16時頃(日本時間)に公表する。ただし、突発的な事象や直前まで情報が確定できない場合はこの限りではない。

ウェブサイト: <https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/nhdivs50/index.html>

2. 銘柄選定

2.1 用語の定義

- 浮動株調整時価総額

浮動株調整時価総額は、投資家が実際に投資対象としている株式数を反映させるために、以下の計算式によって算出される。

野村コンポジット株価 × (指数計算用発行済株式数 － 安定持株式数)

- 野村コンポジット株価

野村コンポジット株価は、直近60営業日の値付き率と出来高をもとに、その銘柄が適正に値段付けされていると考えられる取引所を選定し、その取引所における株価を指す。取引所の選定は原則として日次で行う。株価は次の優先順位で採用される。

採用取引所の約定価格^(注) > 採用取引所の基準値段 > 前営業日の野村コンポジット株価

(注)気配引けの場合は最終気配値を採用する。

- 指数計算用発行済株式数

指数計算用発行済株式数は、後述する「5.4 資本異動時の修正」に従って、株式数変化を反映させた発行済株式数を指す。

- 安定持株式数

安定持株式数は、大株主データ、有価証券報告書の保有有価証券明細表、取引所や企業が公表した情報(所報や目論見書など)を参考にして、安定して保有されていると推計された株式数を指す。

- 発行済時価総額

発行済時価総額 = 野村コンポジット株価 × 指数計算用発行済株式数

2.2 銘柄選定母集団

銘柄選定母集団(以下、「母集団」)は、3月、6月、9月の定期入替基準日においては前年3月末時点での国内金融商品取引所¹の全上場銘柄のうち、前年10月15日時点(休日の場合は前営業日。以下、母集団判定日という。)における累積浮動株調整時価総額上位98%に相当する銘柄群とする。ただし、株式移転や2.2.1に記載した臨時組入基準を満たす大型新規上場銘柄は母集団に含み、また、定期入替基準日時点の以下の銘柄を除外する。12月の定期入替基準日の場合は、上記の銘柄選定母集団の定義内の前年を当年と読み替える。その他、将来の上場廃止が予定されている銘柄等に関しては、事前アナウンスをもって特別対応を行うことがある。

- 普通株以外の株式

原則として普通株のみを対象とする。ただし、特に必要と認められた場合にはその限りではない。

- 整理銘柄

整理銘柄に指定されている銘柄は母集団に加えない。

¹ 東京証券取引所、名古屋取引所、札幌取引所、福岡取引所。

- 特別注意銘柄²

特別注意銘柄に指定されている銘柄は銘柄選定母集団に加えない。

- 監理銘柄³

監理銘柄(審査中)または監理銘柄(確認中)に指定されている銘柄のうち、定期入替直前の指数構成銘柄でないものは母集団に加えない

- 公開買付対象会社

公開買付対象会社となっている銘柄は、以下の全ての条件を満たす場合に母集団から除くことができる。

- (1) 公開買付が成立している、又は、定期入替日までに終了する予定である。
- (2) 公開買付者が公開買付対象会社の発行済み株式数の全てを取得することを企図している。
- (3) 当該株式の全部取得と引換えに、公開買付者の株式、もしくは、金銭交付をすることが付議される予定であり、公開買付対象会社の賛同が得られている。

- 上場投信・不動産投資信託

- 外国株

日本市場で取引されているが、外国部に上場されている、あるいは、外国企業とみなされる銘柄は除く。

- その他

潜在株、ワラントやその権利は除く。

2.2.1 大型新規上場銘柄の母集団への組入

各定期入替において下表に定める対応する期間内に新規上場した銘柄のうち特に大型の銘柄は母集団に組み入れる場合がある。

図表 1: 大型新規上場銘柄の母集団組入判定タイミング

新規上場日	母集団への臨時組入対象イベント
1-3月	同年8月定期入替
4-6月	同年11月定期入替
7-9月	翌年2月定期入替
10-12月	翌年5月定期入替

出所: NFRC

² 2026年5月定期入替から適用される。

³ このルールは2025年11月の定期入替から適用される。

2.3 定期入替における銘柄選定

「2.2 銘柄選定母集団」の中から、「リバランスバンド」⁴を考慮した上で、時価総額・流動性スクリーニングを行い、今期予想配当利回り⁵上位50銘柄を選定する⁶。

2.3.1 リバランスバンドを考慮した銘柄選定

銘柄入替を抑制するため、既採用銘柄の採用基準を緩和した優先採用ルールを適用する。具体的には、以下の流動性・時価総額スクリーニングを行い、リバランスバンドを考慮して銘柄を選定する。

時価総額・流動性スクリーニング

母集団に含まれる銘柄を以下の(1)または(2)に該当する銘柄を選定する。

- (1) 既採用銘柄については、累積浮動株調整時価総額上位90%かつ直近60営業日平均売買代金上位600銘柄
- (2) 未採用銘柄については、累積浮動株調整時価総額上位85%かつ直近60営業日平均売買代金上位500銘柄

リバランスバンドを考慮した選定

時価総額・流動性スクリーニング基準を満たす銘柄の中から、下記の手順によって指数構成銘柄を選定する。

- (1) 今期予想配当利回り上位25銘柄については無条件で採用する。
- (2) 今期予想配当利回り上位100銘柄までの既採用銘柄を今期予想配当利回り順に50銘柄となるまで採用する。
- (3) (2)で50銘柄に満たない場合は、残りの銘柄から今期予想配当利回り順に50銘柄になるまで採用する。

ただし、東証17業種分類による各業種における銘柄数の上限を15とし、上限に達した業種からさらなる銘柄が採用基準を満たす場合には他業種の銘柄を順次繰り上げて採用する。

2.4 期中での銘柄補充

定期入替日以降に上場廃止などにより指数構成銘柄が減少した場合、期中での銘柄補充は行わず、次回定期入替日に銘柄を補充する。

⁴ リバランスバンドは2025年11月の定期入替から適用される。それ以前は、時価総額・流動性スクリーニング後の銘柄の中から、既採用・未採用に関係なく今期予想配当利回り 上位50銘柄を採用する。

⁵ 今期予想配当利回りは、定期入替基準日の翌々月以降12ヵ月間に含まれる本決算のうち最も直近の決算期の1株当たり予想配当(予想に幅があるときは最小値)を定期入替基準日時点の野村コンポジット株価終値で割って算出する。

⁶ 今期予想配当利回りが等しい銘柄が複数ある場合には、浮動株調整時価総額の大きい銘柄を優先して採用する。

3. 指数構成銘柄の保有方法

3.1 総合スコアの計算

本指数の構成銘柄の組入ウエイトは、自社株買い、過去リターン、売買代金、予想配当利回りの各スコアを掛け合わせた「総合スコア」によって決められる。

3.1.1 スコアの元データ

個別銘柄ごとに、スコアの元データを以下の通り算出する。

- 自社株買い利回り

ネット自社株買い金額 ÷ 発行済時価総額

ただし、ここで

ネット自社株買い金額 = (a)実績自社株買い総額の過去3年平均値 - (b)実績増資総額の過去3年平均値
- (c)実績自己株式処分総額の過去3年平均値

であり、各項は以下により定義される

(a) 実績自社株買い総額の過去3年平均値

定期入替基準日が含まれる月の月末から遡って過去3年間に実施した自社株買いを対象に、過去3年間の実績自社株買い総額を3で除した値⁷。

(b) 実績増資総額の過去3年平均値

定期入替基準日が含まれる月の月末から遡って過去3年間に実施した増資を対象に、過去3年間の実績増資総額を3で除した値⁸。

(c) 実績自己株式処分総額の過去3年平均値

定期入替基準日が含まれる月の月末から遡って過去3年間に実施した自己株式の処分を対象に、過去3年間の実績処分総額を3で除した値⁹。

- 過去リターン

定期入替基準日における株価 ÷ 定期入替基準日の12ヵ月前の月末営業日時点¹⁰の株価(株式分割等調整後の修正株価を使用)

- 売買代金

定期入替基準日における銘柄選定で用いた過去60営業日日次平均売買代金

- 予想配当利回り

定期入替基準日における銘柄選定で用いた今期予想配当利回り

⁷ 自社株買い基準日の3営業日後が過去3年間に含まれる自社株買いを対象とする。自社株買い基準日とは、市場買付は買付期間終了日、その他は買付結果公表日とする。ただし取得可能な公表日が基準日以前のデータを使用する。

⁸ 払込期日の3営業日後が過去3年間に含まれる増資を対象とする。ただし取得可能な公表日が基準日以前のデータを使用する。

⁹ 払込期日の3営業日後が過去3年間に含まれる自己株式の処分を対象とする。ただし取得可能な公表日が基準日以前のデータを使用する。

¹⁰ 12ヵ月前の株価が取得できない場合は、12ヵ月前以降で取得可能な最も過去の月末営業日時点の株価。

3.1.2 スコアの計算

「3.1.1 スコアの元データ」の元データを用いて各銘柄のスコアを以下の通り算出する。

- 自社株買いスコア(S) = $1+3/(1+\exp(-\text{自社株買い利回りの組入銘柄内Zスコア}^{11}))$
- 過去リターンスコア(M) = $1+3/(1+\exp(-\text{過去リターンの組入銘柄内Zスコア}^{11}))$
- 売買代金スコア(A) = $2^{\log_{10}(\text{売買代金} \div \text{組入銘柄内の売買代金最小値})}$
- 配当利回りスコア(R) = 予想配当利回り(上限10%) / 組入銘柄内の予想配当利回り最小値
- 総合スコア¹² = 自社株買いスコア(S) × 過去リターンスコア(M) × 売買代金スコア(A) × 配当利回りスコア(R)

3.2 組入ウエイトの計算

指数構成銘柄の組入ウエイトは、定期入替基準日時点の「総合スコア」に比例した比率とする。ただし、組入ウエイトの上限は10%とし、上限超過分を「総合スコア」の大きさに応じて他の銘柄に比例配分する。また、東証17業種分類による各業種のウエイト上限を30%とし、上限を超過した業種では「総合スコア」の大きさに比例しかつ個別銘柄のウエイト合計が30%となるように各銘柄のウエイトを調整する。また上限超過分は「総合スコア」の大きさに応じて他の業種の銘柄に比例配分する。

3.3 指数構成銘柄の組入株数と組入比率

リバランス後の指数構成銘柄に対して、基準日における銘柄iの「組入時価総額」、「組入株数」、「組入比率」を次のように計算する。

$$\text{組入時価総額}_i = \text{組入ウエイト}_i \times \text{一定値}^{13}$$

$$\text{組入株数}_i = \text{組入時価総額}_i \div \text{野村コンポジット株価}_i$$

$$\text{組入比率}_i = \text{組入株数}_i \div \text{指数計算用発行済株式数}_i$$

ここで、「組入ウエイト_i」、「野村コンポジット株価_i」、「指数計算用発行済株式数_i」はそれぞれ銘柄iの組入ウエイト、野村コンポジット株価、指数計算用発行済株式数を表す。

¹¹ 本ルールブックでは各指標を組入銘柄内で平均がゼロ、標準偏差が1となるように基準化したものを組入銘柄内Zスコアと呼ぶ。ただしその際、Zスコアが3以上の場合は3、-3以下の場合は-3として扱う。

¹² 流動性の低い銘柄に過度なウエイトが配分されないように、売買代金スコアAを除く3スコアの積S×M×Rの上限を売買代金スコアAの10倍とする。

¹³ 本指数では1兆円とする。

4. 指数の臨時入替

4.1 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い

下記のルールを原則として、一時的な指数からの銘柄除外を防ぎ、連続的に組入れるよう処理を行う。

4.1.1 株式交換、吸収合併の場合

上場廃止になる完全子会社や被合併会社(以下、被合併銘柄)を上場廃止後も採用し、変更上場日(休日の場合は翌営業日)に除外する。上場廃止後の被合併銘柄の評価価格には、存続する完全親会社や合併銘柄の時価に割当比率(合併比率)を勘案した価格を用いる。また、存続する完全親会社や合併銘柄は、割当比率(合併比率)を考慮して変更上場日(休日の場合は翌営業日)に組入比率を変更する。

4.1.2 株式移転、新設合併の場合

事業承継される完全親会社や合併会社(以下、合併銘柄)が非上場でかつ短期間のうちに上場される銘柄については、合併銘柄の新規上場日(休日の場合は翌営業日)に被合併銘柄を除外する。上場廃止後の被合併銘柄の評価価格には上場廃止日前日の評価価格を用いる。また、合併銘柄は、新規上場日に採用する。ただし、合併銘柄が定期入替後の構成銘柄とならないことが明らかな場合は、合併銘柄を上場廃止日に指数から除外することがある。

4.1.3 会社分割、スピンオフの場合¹⁴

既採用銘柄において会社分割及びスピンオフが発生した際には、分割及びスピンオフされた銘柄を新規上場日に採用する。

4.2 銘柄の除外

4.2.1 整理銘柄の指定

整理銘柄に指定された日(休日の場合は翌営業日)の4営業日後に除外する。ただし、複数の市場に上場されている銘柄の場合、いずれかの市場で整理銘柄に指定されていない場合は除外しない。

4.2.2 上場廃止

「4.1 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い」に該当しない事由によって上場廃止になる場合には、上場廃止日に除外する。

4.2.3 母集団の定義に著しくそぐわなくなった場合

構成銘柄が「2.2 銘柄選定母集団」の定義に著しくそぐわなくなったと考えられる事由が発生した場合、当該会社、証券取引所、政府機関、または、規制当局の公式発表をもって除外することができることとする。ただし、銘柄を除外した後、定期入替基準日時点でその事由が取り下げられている場合には、母集団不適格を解除する。

¹⁴ このルールは2026年6月の異動分から適用される。

5. 指数の計算

5.1 指数の基準日と基準値、公表開始日

基準日は2008年1月31日とし、基準日の指数値(基準値)は10,000とする。公表開始日は2025年9月30日。

5.2 指数時価総額の計算

指数構成銘柄に対して、各銘柄の組入時価総額の総和として指数時価総額を算出する。

組入時価総額_i = 野村コンポジット株価_i × 指数計算用発行済株式数_i × 組入比率_i

指数時価総額 = $\sum_i$ (組入時価総額_i)

ここで、「野村コンポジット株価_i」、「指数計算用発行済株式数_i」、「組入比率_i」、「組入時価総額_i」はそれぞれ銘柄_iの野村コンポジット株価、指数計算用発行済株式数、組入比率、組入時価総額を表し、「 $\sum_i$ 」は指数構成銘柄全体にわたって和をとることを表す。

5.3 指数値の計算

資本異動や構成銘柄の変更など、市況変動が要因ではない時価総額の変動により指数値が影響されることを防ぐため、基準時価総額を使って以下の通り計算される¹⁵。ここで、添え字 t は当日、 $t-1$ は前営業日を表す。

指数値の計算

- 配当除く指数

基準時価総額_t = 指数時価総額_{t-1} + 修正時価総額_t

$$\text{リターン}_t = \frac{\text{指数時価総額}_t}{\text{基準時価総額}_t} - 1$$

指数値_t = 指数値_{t-1} × (1 + リターン_t)

- 配当込み指数

基準時価総額_t = 指数時価総額_{t-1} + 修正時価総額_t - 修正配当総額_t

$$\text{リターン}_t = \frac{\text{指数時価総額}_t + \text{配当総額}_t}{\text{基準時価総額}_t} - 1$$

指数値_t = 指数値_{t-1} × (1 + リターン_t)

配当の反映方法

配当込み指数では、配当を配当落ち日に指数値に反映させる。ただし、配当落ち日には配当額が確定していないため、会社発表の予想配当(なければ東洋経済新報社の予想配当)を用いる¹⁶。後に予想配当と実績配当に差異が生じた場合には、決算発表の当月末営業日(決算発表が月末営業日の場合は翌月末営業日)に基準時価総額の修正を行う。その他、配当調整が必要な場合は、その事実が把握された日の当月末営業日(事実が把握された日が月末営業日の場合は翌月末営業日)に基準時価総額の修正を行う。

¹⁵ 「修正時価総額」は、指数構成銘柄の資本異動による時価総額の増減や構成銘柄の変更による時価総額の増減として計算される。また、「修正配当総額」は、予想配当と実績配当差異が生じた場合の予想配当と実績配当の差分として計算される。

¹⁶ このルールは2011年12月末決算期分から適用される。それ以前は配当落ち日に実績配当を用いた。

5.4 資本異動時の修正

基準時価総額の修正

基準時価総額の修正は、資本異動により市況変化によらない時価総額の増減が生じた場合や、構成銘柄の変更により時価総額の増減が生じた場合に行う(図表2参照)。ただし、株式分割、株式併合、額面変更など払い込みを伴わない資本異動では時価総額は不変であるため、基準時価総額の修正を行わない。

図表 2: 基準時価総額修正のタイミングと採用株価

	資本異動	修正日	採用株価
企業再編	株式移転、株式交換、合併	変更上場日	前日株価
	会社分割(分割会社)及びスピノフ(既採用銘柄分)	権利落日	注記参照 ¹⁷
		新規銘柄の上場日	前日株価
	会社分割(被分割会社)及びスピノフ(新規銘柄分)	上場日	公開価格
増資	株主割当	権利落日	発行価格
	新株予約権無償割当	権利落日	行使価額
	自己株式無償割当	権利落日	前日株価
	公募増資	払込期日の翌営業日(発行日決済取引の場合は新株式の上場年月日)	前日株価
	第三者割当増資	変更上場日の5営業日後	前日株価
	優先株の転換	転換株数が把握された日の月末営業日	前日株価
	新株予約権付社債の権利行使 新株予約権の行使	権利行使された新株数が把握された日の月末営業日	前日株価
	会社分割(承継会社における新株式発行分)	変更上場日	前日株価
減資	自己株式消却	自己株式が消却された日の翌月末営業日	前日株価
	割当失権	割当失権が公表された日の月末営業日(月末5営業日以降に公表された場合は翌月末営業日)	前日株価
	有償減資	効力発生日	前日株価
その他	その他調整	基準時価総額の修正が必要なその他調整が所報で公表された日の月末営業日(月末5営業日以降に公表された場合は翌月末営業日)	前日株価

出所: NFRC

¹⁷ 会社分割(分割会社)及びスピノフの場合、減少資本により基準時価総額を修正する。減少資本の定義は以下の通り。

① 分割会社が、分割する部門あるいはスピノフ会社の株式の評価額を公表しない場合:

減少資本＝分割会社の資本の部から減少する予定の資本総額(減少資本金等)

② 分割会社が、分割する部門あるいはスピノフ会社の株式の評価額を公表する場合:

減少資本＝分割する部門の評価額あるいは、スピノフ会社の株式の評価額×総株式数

組入比率の修正

下記の資本異動によって指数計算用発行済株式数に変更がある場合は、組入株数が不変となるよう、組入比率を変更する。ただし、株式分割(株式併合)の場合には、資本異動前の組入株数に分割比率(併合比率)を乗じた株数となるように組入株数の変更を行う。

- ・ 株式移転、株式交換、合併¹⁸
- ・ 株主割当
- ・ 新株予約権無償割当
- ・ 公募増資
- ・ 第三者割当増資
- ・ 優先株の転換
- ・ 新株予約権付社債の行使、新株予約権の行使
- ・ 会社分割(承継会社における新株式発行分)
- ・ 自己株式消却
- ・ 割当失権
- ・ 有償減資
- ・ 会社分割、スピンオフ¹⁹
- ・ その他調整

¹⁸ 完全子会社(被合併会社)がインデックスの構成銘柄の場合、完全子会社(被合併銘柄)の組入株数の合計となるよう、割当比率(合併比率)を考慮の上、完全親会社(合併会社)の組入比率を変更する。

¹⁹ 既採用銘柄において、会社分割及びスピンオフが発生した際には、新規銘柄が国内金融商品取引所に上場した日に新規銘柄を採用する。既採用銘柄及び新規銘柄の組入時の組入比率は、既採用銘柄と新規銘柄の合計指数組入時価総額が当該イベント前後で不変となるように決定する。また、新規銘柄の業種は上場市場の判定に従う。

データサービス

指数提供メディア²⁰

本指数は以下の媒体で公開されている。

Bloomberg	:	配当除く指数 NMRCHDSP <Index> 配当込み指数 NMRCHDST <Index>
QUICK	:	配当除く指数 SNJPHDS50/NRIJ 配当込み指数 SNJPHDS50#TR/NRIJ
LSEG	:	配当除く指数 .NHDIVS50 配当込み指数 .NHDIVS50TR
ウェブサイト	:	https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/nhdivs50/index.html

²⁰ 公開情報は全て参考値とする。

改定履歴

2026年7月24日	特別注意銘柄に関連する変更 (「2.2 銘柄選定母集団」参照) 会社分割・スピンオフに関連する変更 (「4.1.3 会社分割、スピンオフの場合」 「基準時価総額の修正」 「組入比率の修正」 参照)
------------	---

指数に関するお問い合わせ

野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社

インデックス事業部

e-mail : idx_mgr@nfrc.co.jp

ウェブサイト : https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/nhdivs50/index_contacts.html

ディスクレーマー

野村日本株高配当SMART50の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社(以下、NFRC)に帰属します。

なお、NFRCは、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

インデックスの算出において、電子計算機の障害もしくは天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、インデックスの公表を延期または中止することがあります。

本ルールブック作成時点において想定していない事象が発生した際には、事前にアナウンスの上、当該アナウンスにおける記載事項を優先的に取り扱うことがあります。

インデックス・データを取得した経路(当社ウェブサイト、情報ベンダー各社のサービスを通じた取得、等)に関わらず、これらのインデックスをご利用の際は、「インデックス・ライセンスについて」をご確認ください。

「インデックス・ライセンスについて」

<https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/indexlicense.html>

- 本資料は、お客様への情報提供を目的として、NFRCが作成したものです。
- 本資料に掲載された全ての意見や予想はNFRCの本資料作成時点での判断に基づいており、通知なく変更されることがあります。また、本資料における将来の予測に関する意見が実際に生ずるということを担保あるいは保証するものではありません。本資料の内容の一部は、NFRCが信頼性があると判断した様々な入手可能な情報に基づいています。しかし、NFRCはその正確さを保証するものではなく、これらの情報は要約された不完全なものである可能性があります。過去の投資実績は将来の結果を示唆するものではありません。
- 本資料は特定の証券取引に関する投資勧誘や投資アドバイスを目的としたものでもありません。
- NFRCが開発・提供する市場インデックス(自社関連インデックス)が使用されている運用商品等をお客様が投資対象とする場合、当該インデックス利用料の一部が直接的・間接的問わずNFRCに帰属する可能性があります。自社関連インデックスの詳細は以下のウェブサイトをご参照ください。
証券市場インデックス <https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/>
- 本資料は、配布されたお客様限りでご使用ください。本資料はNFRCの著作物であり、NFRCの書面による事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を複製、転送または再配布することはご遠慮ください。

会社名	野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社
金融商品取引業者	登録番号 関東財務局長(金商) 第451号
加入協会	一般社団法人 資産運用業協会 会員番号(第011-00961号)

指数に関する方針書

指数に関する方針書及び関連する規制対応についての文書は以下参照。

<https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/guides/index.html>

- ガバナンス体制に関する方針書
- 利益相反に関する方針書
- 指数算出に関する方針書
- 不服処理に関する方針書